**取引力強化推進事業の実施組合を募集**

*組合事業の活性化や取引力を強化する以下のような取組みに対して補助を行います。*

・組合ホームページやチラシ等の作成（共同事業活性化）

・組合ブランド商品のホームページやチラシ等の作成（受注促進）

・ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討や作成（ブランド構築）

・その他　　　　　　　　　　　　※　個別の案件については電話にてお問合せ下さい。

〈実績一覧〉

・一般消費者からの直接受注を目指したチラシ作成

　　・新たな消費者を開拓するためのホームページ作成

　　・新商品を周知するためのチラシ作成

　　・業界の知名度向上、受注拡大を目指したチラシ作成

　　・組合の取り組みなど情報量を増やすためのホームページ改修

　　・新規顧客の獲得を目指したチラシの作成

◆趣旨

中小企業・小規模事業者が共同事業の活性化や受注拡大等、取引力を強化する事業に補助を行います。

◆補助対象者

原則として組合員の２分の１以上が常時使用する従業員の数が２０人（商業、サービス業は５人）以下の会社及び個人小企業者で構成されている事業協同組合・協同組合連合会・企業組合・商工組合・商店街振興組合

◆補助金額

１件当たりの補助金額（税抜）は５０万円を上限（下限額は１０万円）とし、補助対象経費総額の２/３を助成します。（例：総額２７万円の事業→補助１８万円）

〈対象経費科目〉

・謝金　・旅費　・消耗品費　・会議費　・印刷費　・会場借料　・雑役務費

・通信運搬費　・委託費

◆詳細及び申し込み

ホームページ掲載の公募要領及び申し込み様式をご参照ください。

◆応募書類提出期間

　令和３年５月３１日（月）から６月２３日（水）まで

裏面

事業の進め方

問い合わせ先

〒５２０－０８０６

大津市打出浜２番１号（コラボしが２１ ５階）

滋賀県中小企業団体中央会　指導課　松田

ＴＥＬ０７７－５１１－１４３０　　ＦＡＸ０７７－５２５－５５３７

事業の進め方について（参考）

1. 公募期間内に応募書類を提出

【組合→中央会】

・取引力強化推進事業への応募について（正１部・副１部）

・定款　・直近年度の事業報告書及び決算関係書類

・当該事業年度の事業計画書及び収支予算書　・組合員名簿

　↓

1. 審査委員会による審査を経て実施組合及び補助金額決定

【中央会→組合】

・選考結果について（補助金交付申請書提出依頼）

　↓

1. 補助金交付申請書の提出

【組合→中央会】

・取引力強化推進事業補助金交付申請書

・役員名簿

　　↓

1. 補助金額確定

　【中央会→組合】

　・補助金交付決定通知書（交付決定通知の日付より事業を開始いただけます）

　　　↓

1. 遂行状況報告

　【組合→中央会】

　・補助事業遂行状況報告書（９/３０の遂行状況を１０/１０までに報告）

　※必要に応じて概算払請求が可能です。

　　　↓

1. 実績報告

　【組合→中央会】

　・補助事業実績報告書（２/５までに事業をすべて完了し、２/１０までに報告）

　・開催通知　　　・開催要綱

・議事録　　　　・会議資料

・就任承諾書　　・成果物（チラシ等）

・委託契約書　※委託した場合（チラシやホームページのデザインは委託費より）

・支出が分かる書類（見積、請求、金融機関振込金受取書等）etc…

　　　↓

７、確定通知

　【中央会→組合】

　・補助金額確定通知書

　　　↓

1. 請求

　【組合→中央会】

　・補助金清算払請求書

　　　↓

1. 補助金振込

　【中央会→組合】

主な留意事項

〇事業を進めるに当たっては委員会を設置し、委員の就任承諾書を取って下さい。（人数は自由）

〇委員会を開催するに当たっては開催通知、委員会当日に当たっては開催要領、議事録を作成下さい。

〇チラシ、ホームページ作成のデザインは委託費より支出し、委託契約書を取り交わして下さい。１０万円以上を要する場合は２社以上相見積もりを取って下さい。

〇委託費は必ず金融機関へお振込下さい。

〇その他にも留意事項がございますので詳しくは取引力強化推進事業公募要領をご参照下さい。